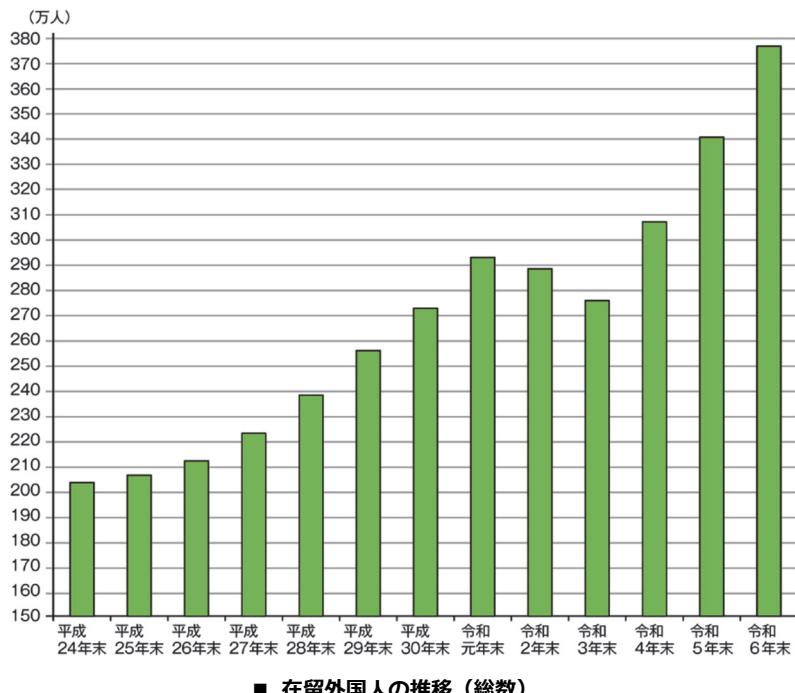


第2章 異文化接触

1 日本の在留外国人施策

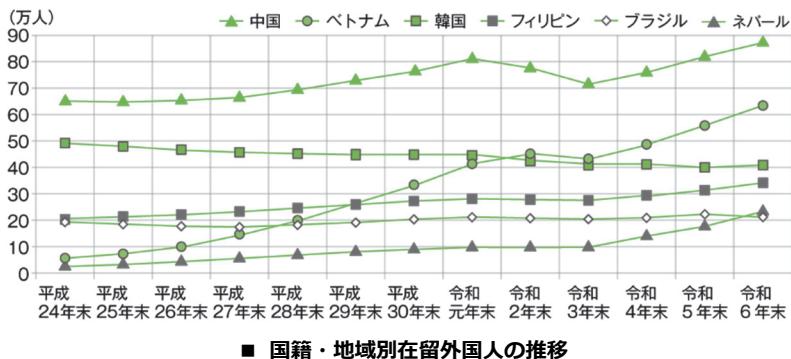
(1) 在留外国人

法務省によると、令和6年末現在の在留外国人数は376万8,977人となって います。新型コロナウイルスの影響で国際的な人の往来が一時停止され、令和2年、令和3年と減少が見られましたが、その後増加に転じて以降、毎年過去最高人數を更新しています。



また、国籍・地域別に見ると、最も多いのが中国で、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続きます。

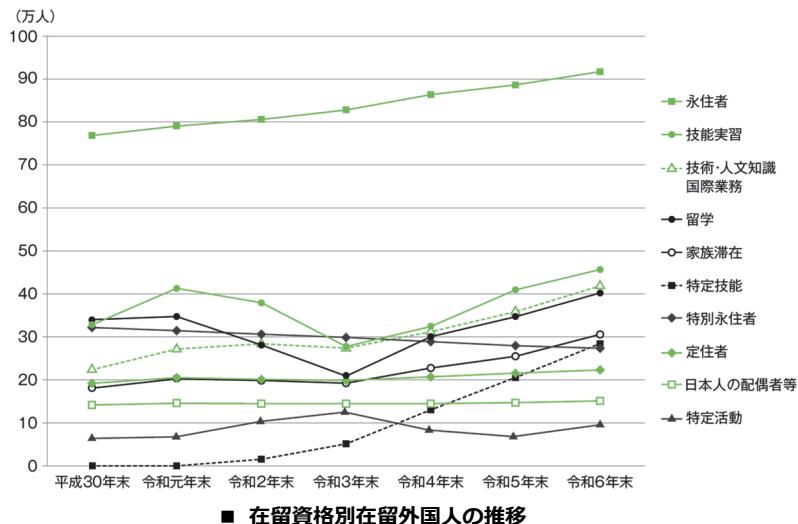
アガルートアカデミー
日本語教員試験・日本語教育能力検定試験



■ 国籍・地域別在留外国人の推移

上記の図を見ると、平成 24 年から令和 5 年まで一貫して中国が最も多いですが、注目すべきはベトナムの増加です。ベトナムは平成 24 年末には 5 位でしたが、年々増加を続け、現在は韓国を抜き 2 位まで浮上しています。また、ネパールも増加傾向にあり、ブラジルに代わって第 5 位となりました。反対に、韓国は年々減少しており、現在は 3 位となっています。

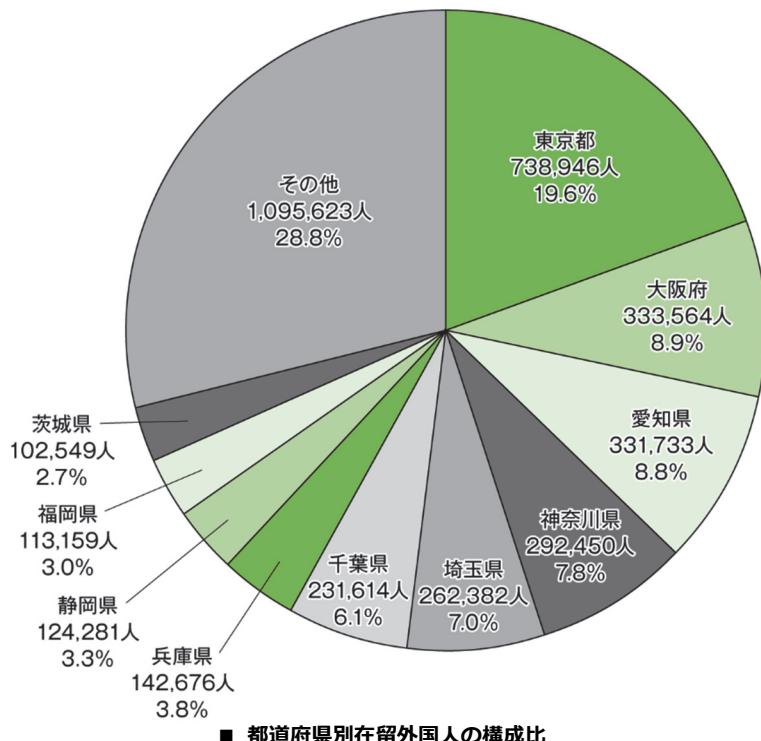
次に、在留資格別に見てみましょう。最も多いのは永住者で、次いで技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在と続きます。



■ 在留資格別在留外国人の推移

1位の永住者は91万8,116人で、2位以下に大幅な差をつけています。技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学も年々増加しています。一方で、特別永住者は年々減少しており、最新の統計では家族滞在が特別永住者を上回りました。

次に、都道府県別の在留外国人の構成を見てみましょう。



在留外国人が最も多いのは東京都で、全体の19.6%を占めています。しかし、10位以下の「その他」の都道府県も30%近くあり、外国人が多く住んでいると言われる地域（外国人集住地域）に限らず、日本全国の様々な地域に外国人が散在していることがわかります。

(2) 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策

在留外国人が増加しその多様化が進んでいる現在、新たな外国人材の受け入れ及び日本で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、政府一体となって総合的な検討を行うため、内閣官房長官と法務大臣を議長に19省庁の大蔵・委員長を構成員とする「**外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議**」が平成30年7月に組織されました。その「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」において平成30年12月に最初の「**外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策**」が策定され、以降毎年改訂されています。総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心・安全に暮らせる社会を実現するために、目指すべき方向性を示したもので、また、同関係閣僚会議は、令和4年に「**外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ**」を策定しました。このロードマップは、日本の目指すべき共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的な施策を示したもので、令和8年度（2026年度）までの5年間を対象期間としています。令和6年度版の「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」には、このロードマップを踏まえた内容が記載されています。その中でも特に日本語教育に関する内容を確認しておきます。

Memo▶ 「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の最新版（毎年改訂）を確認しておきましょう。

（1）円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

【現状及び課題】

○日本語教育等の機会提供

- ・令和4年（2022年）11月時点において、約15万人の外国人住民が日本語教室の開設されていない市区町村に居住しており、**日本語教育を受ける機会が十分に提供されていない**。
- ・公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、令和3年度（2021年度）調査で約5.8万人と、この約10年間で1.8倍に増加しており、これらの児童生徒に対して適切な教育の機会を確保するため、日本語指導も含めたきめ細やかな指導を行うなどの取組を実施している。**高等学校においては、令和5年度（2023年度）から、「特別の教育課程」を編成した日本語指導を実施することが可能となっている。**